

さいたま市監査委員告示第66号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年4月5日付けさいたま市監査委員告示第59号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和4年7月20日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	江	原	大	輔
同	渋	谷	佳	孝

指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所 ・大宮駅西口第四地区雨水管布設外工事</p> <p>高さが2 m以上の開口部付近での作業において、労働安全衛生規則第519条に基づく墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、受注者を指導・監督すべきである。</p>	<p>今後につきましては、高さが2 m以上の開口部付近での作業において、労働安全衛生規則第519条に基づく墜落による労働者の危険を防止するための措置を行うように、受注者への指導・監督に努めます。</p>

指摘事項等措置報告書

子ども未来局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 子ども育成部 子育て支援政策課 ・ J S 日 進 5 0 4 現 状 回 復 用 務</p> <p>契約事務において、提出された見積書の一部を破棄し、内容の審査書類が不足しているにもかかわらず契約の相手方を決定していることから、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱第29条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>同施設における令和3年度に行った施設修繕に係る契約事務では、業者から提出された見積書については適切に保管するなど、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱第29条等に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

子ども未来局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 総合療育センターひまわり学園 総務課</p> <p>・施設修繕番号④（さいたま市杉の子園傾斜復旧修繕）及び施設修繕番号⑧（さいたま市杉の子園傾斜床修繕）に関する今後の対応について</p> <p>子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課は、地盤の不同沈下により杉の子園に傾きが発生したため、施設修繕番号④で薬液注入による地盤補強を行い、施設修繕番号⑧で施設の土台揚げ及び床の張替えを行っている。</p> <p>今回の監査において、本施設修繕2件に特段の指摘事項は見受けられなかったが、次のとおり今後注意を要する事項が認められた。</p> <p>工法の選定に当たっては、施設修繕の発注に先立ち実施した簡易的な調査業務において比較検討し、採用した工法は、経済性や工期短縮を考慮した案となった。</p> <p>しかし、施設の現地調査において、吹き抜け部で固定が緩んだ建具が落下したことや一部筋かいに亀裂が見受けられたこと、地震に起因すると思われる地盤の再沈下などが認められたことから、工法の採用においては、施工結果の確実性など、技術的観点を含めた総合的な検討も必要であった。</p> <p>今後の施設の維持管理に当たっては、</p>	<p>施設の沈下状況を把握するため、令和4年4月に敷地外に基準点を設定した上で施設のレベル調査を実施しました。現時点で沈下の進行は見受けられませんが、今後も定期的な調査の実施により、施設の現況把握に努めるとともに、建替えを含めた施設更新事業の検討を進めてまいります。また、沈下の進行状況により修繕等を行う場合には、総合的な観点から更に検討を行った上で実施してまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

子ども未来局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>地震による更なる沈下など不測の事態に備える必要もあることから、施設の詳細な現況を把握するとともに、必要な対策を検討されたい。</p>	

指摘事項等措置報告書

水道局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 業務部 北部水道営業所 ・北部水道営業所車庫シャッター修繕</p> <p>見積参加者の選定において、起案及び決裁による2者の選定通知後、うち1者の辞退により他者を追加しているが、その際改めて起案及び決裁を得るべきところ、当初決裁文書の訂正印により変更していることから、さいたま市水道局文書管理規程第14条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、「さいたま市水道局文書管理規程」を遵守し、契約手続に関する文書管理について課内会議を通じ担当職員への周知徹底を図り、適正な事務処理を執行します。</p>